

宮崎県中小企業振興条例について（条文と考え方）

本県の中小企業は、これまで、生産、販売、サービスなどの経済活動を通じて地域経済の活性化や雇用の創出に貢献し、本県の経済活動の全般にわたって重要な役割を果たすとともに、地域コミュニティの担い手として地域づくりにも貢献するなど、本県経済の発展と県民生活の向上に大きく寄与してきている。

特に、県内企業の大多数を占める小規模企業は、地域に根ざし、多様な需要に対応した商品やサービスの提供等を通じて、地域社会を支える重要な担い手となっている。

しかしながら、長引く景気低迷の中、地域間・国際間競争の激化、消費者需要の多様化、少子高齢・人口減少の本格化等により、本県の中小企業は、極めて厳しい経営環境に置かれている。

このような状況の中で、本県の中小企業の多様で活力ある成長発展を促進し、持続的で力強い本県産業をつくり育てるためには、個々の中小企業者の自主的な努力はもとより、豊かな自然環境や恵まれた農林水産資源などの本県の強みを生かしながら、農商工連携や産学官金連携などを促進するとともに、経営の向上に意欲的に取り組む中小企業者が伸びていける環境づくりを推進していく必要がある。

このため、中小企業の振興を県政の重要な課題と位置付け、県のみならず中小企業に関わる関係機関、市町村、県民等を含め県民総力戦で中小企業の振興を図るために、この条例を制定する。

【趣旨】

本県の中小企業、特に県内企業の大多数を占める小規模企業が、地域の経済と雇用を支え、地域づくりの担い手としても重要な存在であることを再認識するとともに、個々の中小企業者の自主的努力も求めながら、本県の強みである農林水産資源を生かした新事業創出などの経営向上に取り組む中小企業者が伸びていける環境づくりを推進することによって、県を挙げて中小企業の振興に取り組んでいくという基本的な考え方を明示するため、前文を置くものである。

（目的）

第1条 この条例は、本県経済における中小企業の役割の重要性に鑑み、中小企業の振興に関する基本理念を定め、県、中小企業者、中小企業団体、金融機関、大企業者、大学等及び県民の責務又は役割を明らかにするとともに、中小企業の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進することにより、本県経済の発展及び県民生活の向上に寄与することを目的とする。

【趣旨】

本条は目的規定であり、条例の立法目的を簡潔に表現することにより、題名と合わせて、条例の達成しようとする目的を理解しやすくするための規定である。

この条例の直接的な目的は中小企業の振興であるが、このことにより最終的には本県経済の発展と県民生活を向上させることに寄与することを目的としている。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項に規定する中小企業者で、県内に事務所又は事業所を有するものをいう。
- (2) 小規模企業者 中小企業基本法第2条第5項に規定する小規模企業者で、県内に事務所又は事業所を有するものをいう。
- (3) 中小企業団体 商工会、商工会議所、中小企業団体中央会その他の中小企業に関する団体をいう。
- (4) 大企業者 中小企業者以外の事業者(金融機関を除く。)で、県内に事務所又は事業所を有するものをいう。
- (5) 大学等 大学、高等専門学校等並びに中小企業の振興に係る研究及び事業化の促進に取り組む機関をいう。

【趣旨】

本条は、この条例において用いられる用語が、どういう意味内容で用いられているかを定める規定である。

- (1) 及び(2)で引用している中小企業基本法第2条は、次のとおりである。

(中小企業者の範囲及び用語の定義)

第二条 この法律に基づいて講ずる国の施策の対象とする中小企業者は、おおむね次の各号に掲げるものとし、その範囲は、これらの施策が次条の基本理念の実現を図るため効率的に実施されるように施策ごとに定めるものとする。

- 一 資本金の額又は出資の総額が三億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が三百人以下の会社及び個人であつて、製造業、建設業、運輸業その他の業種(次号から第四号までに掲げる業種を除く。)に属する事業を主たる事業として営むもの
- 二 資本金の額又は出資の総額が一億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であつて、卸売業に属する事業を主たる事業として営むもの
- 三 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であつて、サービス業に属する事業を主たる事業として営むもの
- 四 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が五十人以下の会社及び個人であつて、小売業に属する事業を主たる事業として営むもの

2～4 [略]

- 5 この法律において「小規模企業者」とは、おおむね常時使用する従業員の数が二十人(商業又はサービス業に属する事業を主たる事業として営む者については、五人)以下の事業者をいう。

なお、本条例においては、「中小企業(者)」という場合は「小規模企業(者)」を含んでいるが、特に小規模企業(者)に限定して言及する必要がある場合は、「小規模企業(者)」という用語を用いている。

また、個々の経営体を指す場合は、「中小企業者」や「小規模企業者」、中小企業全体や小規模企業全体を指す場合は、「中小企業」や「小規模企業」というように、「者」の有無で使い分けを行っている。

(3)の「中小企業に関する団体」には、商工会、商工会議所、中小企業団体中央会のほか各種経済団体や、中小企業の事業の共同化のための組織など中小企業の振興を行う団体を想定している。

(5)の「大学等」には大学、高等専門学校のほか、職業系専門高校及び普通科系高校等の高等学校、県立産業技術専門校等の教育機関並びに県及び民間の研究機関が含まれる。

(基本理念)

第3条 中小企業の振興は、中小企業者の自主的な努力及び創意工夫を促進することを基本として行われなければならない。

2 中小企業の振興は、中小企業が地域経済の発展及び雇用の創出に貢献し、地域社会の担い手として県民生活を支える重要な存在であるという基本的認識の下に行われなければならない。

3 小規模企業の振興は、小規模企業者の経営資源に大きな制約があることを踏まえ、その活力が最大限に発揮され、事業の持続的な発展が図られることを旨として行われなければならない。

【趣旨】

本条は、中小企業の振興に当たって県及び中小企業者、並びに中小企業団体等の中小企業の振興に関わる全てのものが共有する基本理念を定めている。

中小企業の振興は、当事者である中小企業者による自主的な努力と創意工夫並びにそれらの取組を促進させるための県施策の実行をはじめとする環境づくりが基本であり、また、それら中小企業が地域経済の発展及び雇用創出に貢献し、県民生活を支える重要な存在であるという基本的認識を、県をはじめ中小企業の振興に関わる全てのものが共有して行う必要があることを規定している。

特に、小規模企業の振興に当たっては、小規模企業者が資金や人材等の経営資源の確保に大きな制約があるなど、様々な課題があることを踏まえ、その活力が最大限に発揮され、事業の持続的な発展（事業規模や売上の拡大に限らず、技術・ノウハウの維持・向上、安定的な雇用の維持等といった、事業の充実を図ろうとする様々な取組を含む概念をいう。）が図られる必要があることを規定している。

(県の責務)

第4条 県は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、中小企業の振興に関する施策を立案し、及び実施する責務を有する。

2 県は、中小企業の振興に関する施策の立案及び実施に当たっては、国、市町村、中小企業団体、大企業者、金融機関、大学等その他の関係機関との連携に努めるものとする。

3 県は、小規模企業者に対して中小企業の振興に関する施策を実施するに当たっては、小規模企業の経営の状況に応じ、必要な考慮を払うものとする。

4 県は、中小企業者が相互にその経営資源を補完することに資するため、中小企業者の連携及び事業の共同化の推進に努めるものとする。

5 県は、中小企業が生産又は販売を行う製品・サービスの県内における購入促進を図るとともに、工事の発注並びに物品及び役務の調達に当たっては、予算の適正な執行に留意しつつ、中小企業者の受注機会の確保に努めるものとする。

【趣旨】

本条は、この条例における県の役割を「責務」として規定するものである。

第1項及び第2項では、基本理念に基づき中小企業の振興を図る総合的な施策を立案し、実施すること、その際、国、市町村及び中小企業団体をはじめとする関係機関と連携に努めることとしている。

第3項では、本県の企業数の88.6%を占める小規模企業者については、特に経営資源の確保が困難であることが多いことから、中小企業振興に関する施策を講ずるに当たっては小規模企業者に必要な考慮を払うことが重要であることを規定している。「小規模企業者」について引用している中小企業基本法第2条第5項は、次のとおりである。

(小規模企業者の範囲及び定義)

この法律において「小規模企業者」とは、おおむね常時使用する従業員の数が二十人（商業又はサービス業に属する事業を主たる事業として営む者については、五人）以下の事業者をいう。

第4項では、中小企業者が自らの力だけでは確保することが困難な経営資源について、相互に経営資源を補完する活動を行う場合には、その事業活動に意義を認め、推進していくこととしている。また、「事業の共同化」とは、事業者の経営革新、経営効率化等を図るため、新商品開発、生産・販売等の事業を共同で行うことである。

第5項は、本県においては「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第7条の規定を受け、国の施策に準じて官公需対策に取り組んでいるところであるが、この条例の制定に当たり、特に明示するものである。中小企業の受注機会の確保を図るもので、受注量の増加を保証するものではない。官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律第7条は、次のとおりである。

(地方公共団体の施策)

第7条 地方公共団体は、国の施策に準じて、中小企業者の受注の機会を確保するために必要な施策を講ずるように努めなければならない。

(中小企業者の自主的な努力)

第5条 中小企業者は、基本理念にのっとり、経済的社会的環境の変化に即応して、自主的に経営の向上及び改善に努めるものとする。

【趣旨】

本条は、第3条の基本理念に掲げているように、当事者である中小企業者自身の自主的な努力がまず必要であることから、そのことを明確にするための規定である。

(中小企業団体の役割)

第6条 中小企業団体は、基本理念にのっとり、中小企業の経営の向上及び改善に積極的に取り組むとともに、県が実施する中小企業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

2 中小企業団体は、小規模企業の経営課題の抽出から解決に至るまでのきめ細かな支援により、その経営の向上及び改善に努めるものとする。

【趣旨】

本条は、商工会、商工会議所、中小企業団体中央会その他の中小企業に関する団体に対して、中小企業の経営向上と改善への積極的な取組を求めるとともに、県の施策への協力に努めるよう規定するものである。

特に、小規模企業者は、経営資源が十分でない場合が多いほか、景気や消費動向の外的要因に左右されやすく、計画的な事業運営や的確な経理処理が難しいことから、中小企業者の支援を担う中小企業団体が、経営課題の抽出から解決に至るまでの「きめ細かな支援」に努めることを規定している。

(大企業者の役割)

第7条 大企業者は、基本理念にのっとり、中小企業の振興が、中小企業者のみならず大企業者にも影響を及ぼすものであることについての理解を深めるとともに、県が実施する中小企業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

【趣旨】

本条は、中小企業はその事業活動を行うに当たって大企業との関わりが深く、中小企業の振興が大企業の事業活動にも影響を及ぼすものであることから、中小企業の振興に当たっての大企業者の役割を規定するものである。

(金融機関の役割)

第8条 金融機関は、基本理念にのっとり、中小企業者の特性及びその事業の状況を勘案した信用の供与、中小企業者の事業活動に有用な情報の提供その他の方法により中小企業者の経営の向上に配慮するよう努めるとともに、県が実施する中小企業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

【趣旨】

本条は、中小企業の事業活動において身近に接する金融機関は、中小企業の経営課題の解決に果たす役割が多岐であることから、中小企業の振興に当たっての金融機関の役割を規定するものである。

(大学等の役割)

第9条 大学等は、基本理念にのっとり、中小企業と連携した研究開発、研究成果の普及又は人材の育成を通じて、県が実施する中小企業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

【趣旨】

大学等は、中小企業と連携した新製品・新技術の研究開発、研究成果の普及、優れた人材の育成及び中小企業への人材供給などにおいて、中小企業の振興に多大な貢献が期待できる機関であることから、この条例において大学等の役割を規定するものである。

(県民の理解及び協力)

第10条 県民は、基本理念にのっとり、中小企業の振興が本県経済の発展及び県民生活の向上に寄与することについて理解を深め、県が実施する中小企業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

【趣旨】

本条は、本県の多くの雇用を支える重要な存在であり、地域産業の担い手である中小企業の振興に関する施策への県民の理解及び協力を求めるものである。県民に対して特定の行為を義務付けするものではない。

(市町村に対する協力)

第11条 県は、市町村が実施する中小企業の振興に関する施策について、市町村に対し、情報提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

【趣旨】

本条は、市町村が行う中小企業の振興に関する施策について、県が必要な措置を講じ、協力することを規定している。

中小企業の振興施策を実効性あるものとするためには、県と市町村が適切な役割分担の下、連携して課題解決に当たることが必要であるが、市町村は、県と対等な関係にある地方公共団体であり、市町村自らが自主的に中小企業の振興に関する施策を実施できることから、この条例においては、中小企業の振興に関する施策を実施する市町村に対して、県が情報提供その他の必要な措置を講ずることを規定するものである。

(基本方針及び実施状況の公表)

第12条 県は、次に掲げる基本方針に基づき中小企業の振興に関する施策を実施するものとする。

- (1) 中小企業の事業活動を担う人材の育成及び確保を図ること。
- (2) 中小企業の経営基盤の強化を図ること。
- (3) 中小企業への資金供給の円滑化を図ること。
- (4) 中小企業の創業及び新たな事業の分野への進出の促進を図ること。
- (5) 中小企業が行う技術開発及び新製品・新サービスの開発の促進を図ること。
- (6) 中小企業による地域の農林水産物をはじめとする多様な資源、特性等を生かした事業活動の促進を図ること。
- (7) 中小企業の販路拡大及び取引拡大を図ること。
- (8) 中小企業の国際的視点に立った事業展開の促進を図ること。

2 県は、次に掲げる基本方針に基づき小規模企業の振興に関する施策を実施するものとする。

- (1) 小規模企業による需要を見据えた計画的な経営の促進を図ること。
- (2) 小規模企業の創業及び事業承継の促進並びに円滑な事業廃止のための環境整備を図ること。
- (3) 小規模企業が行う地域経済の活性化に資する事業活動の推進を図ること。

3 知事は、基本方針に基づいて実施した施策のうち主なものの実施状況を取りまとめ、毎年度公表するものとする。

【趣旨】

本条は、県が長期的視野に立って取り組むべき基本方針を規定するとともに、主な施策の実施状況を公表することを規定している。

毎年度の施策の実施状況については、翌年度に実績を取りまとめの上、広く県民に公表するものとする。また、関係機関等からも意見を聴取するなどにより、中小企業の振興に資する施策の展開に努めるものである。

中小企業の振興に関する基本方針は、次のとおりである。

(1)の「人材の育成及び確保」については、県は、職業能力の開発や技能継承の支援、理工系学生などの県内企業への就職促進、就業に対する意識啓発、就業環境の整備その他の必要な施策を講ずることとしている。

(2)の「経営基盤の強化」については、県は、経営資源の確保が困難であることが多い中小企業者の事情に鑑み、その経営基盤の強化を図るため、資金供給の円滑化、相談及び支援を行う体制の充実その他の必要な施策を講ずることとしている。

経営資源は、施設、設備、技術や個人の有する知識、技能など中小企業者の事業に活用される資源であるが、これらの経営資源を確保するため、融資制度の充実や経営相談体制の整備など必要な施策を講ずることにより、経営基盤強化を促進することとしている。

(3)の「資金供給の円滑化」については、県は、中小企業に対する資金供給の円滑化を図るため、中小企業者を対象とする融資制度の充実、中小企業団体と金融機関との連携の促進その他の必要な施策を講ずることとしている。

(4)の「創業及び新たな事業の分野への進出の促進」については、県は、経済的社会的環境の変化に即応した中小企業の創業や新たな事業の分野への進出、並びに中小企業者の経営の革新その他の経営の向上への意欲的な取組を促進するため、セミナー開催等による経営に関する情報の提供、技術力の向上に関する支援その他の必要な施策を講ずることとしている。

(5)の「技術開発、新製品・新サービスの開発の促進」については、県は、厳しい経営環境の中で中小企業にとって不可欠な技術開発や新製品・新サービスの開発を促進するため、産学官連携の下、中小企業における研究開発の支援その他の必要な施策を講ずることとしている。

(6)の「地域の多様な資源、特性等を生かした事業活動の促進」については、県は、本県の強みである農林水産物などの地域の資源や特性を生かした中小企業の事業活動を支援するため、農商工連携による新商品開発の支援その他の必要な施策を講ずることとする。

(7)の「販路拡大及び取引拡大」については、県は、中小企業の販路拡大及び取引拡大を図るため、商談会の開催や展示会等への出展支援、取引情報の収集・提供など必要な施策を講ずることとしている。

(8)の「国際的視点に立った事業展開の促進」については、県は、中小企業の国際的視点に立った事業展開の促進を図るため、国際見本市への出展支援や貿易商談会、輸出入促進セミナー等の開催など必要な施策を講ずることとしている。

小規模企業の振興に関する基本方針は、次のとおりである。

(1)の「需要を見据えた計画的な経営の促進」については、自らの強み(弱み)を把握した上で、マーケットや地域の実情を踏まえたビジネスプラン等の策定やこれに基づく経営を促進するとともに、需要の創造や掘り起こしに向け、商談会・展示会等の開催、アンテナショップ等拠点の確保、ITの更なる活用の促進など、製品やサービス、技術等の販路開拓の支援その他必要な施策を講ずることとしている。

(2)の「創業及び事業承継の促進並びに円滑な事業廃止のための環境整備」については、産学官が一体となってスタートアップを支援するネットワークを構築するとともに、金融機関との連携による相談会の開催等により、事業承継の円滑化を図ることとしている。また、今後の事業継続が見込めない場合は、事業廃止も選択肢の一つとして検討できるよう、相談窓口の整備その他の必要な施策を講ずることとしている。

(3)の「地域経済の活性化に資する事業活動の推進」については、小規模企業の振興と地域経済の活性化を一体的に達成するため、地域におけるブランド価値の確立や、地域おこし活動によるにぎわい創出等、地域経済に波及効果のある事業を推進するとともに、商店街をはじめとして、経済、社会、文化に至るまで多様な機能を有する地域コミュニティの活性化を図るため、地域の課題やニーズに対応する事業の推進その他の必要な施策を講ずることとしている。

(中小企業者等の意見の反映)

第13条 県は、中小企業者、中小企業団体等から意見を聴く機会を設け、中小企業の振興に関する施策に反映するよう努めるものとする。

【趣旨】

本条は、中小企業の振興に関する施策を県が実施するに当たり、中小企業者及び中小企業団体等から意見を聴取し、県の施策に反映するよう努めることを明記するものである。

(財政上の措置)

第14条 県は、中小企業の振興に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

【趣旨】

本条は、中小企業の振興に関する具体的な施策の実施に必要な財政上の措置について確認するものである。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。